（法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間）

第十九条の四　環太平洋協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　その年度における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の一月三十一日以前において超えた場合　その超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。以下この項及び次項において同じ。）の日数は、算入しない。）を経過した日（同日がこの項に規定する場合に該当することとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日の翌日からこの項に定める期間の終了日までの間の日である場合にあつては、当該期間の終了日の翌日。以下この項において「発動日」という。）から当該年度の末日まで

二　その年度における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の二月中において超えた場合　発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して四十五日を経過する日まで

三　その年度における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該年度における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を当該年度の三月中において超えた場合　発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して三十日を経過する日まで

2　前項の規定にかかわらず、環太平洋協定発効年度の初日から起算して十年を経過した日から環太平洋協定発効年度の初日から起算して十五年を経過する日までの間においては、環太平洋協定適用牛肉に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、第一号に掲げる場合に該当することとなつた旬と第四号に掲げる場合に該当することとなつた旬が同じ旬である場合にあつては当該各号に定める期間のうちいずれか長い期間とし、第二号又は第三号に掲げる場合に該当することとなつた旬と第四号に掲げる場合に該当することとなつた旬が同じ旬である場合にあつては同号に定める期間とする。

一　前項第一号に掲げる場合　その超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日（同日がこの項本文に規定する場合に該当することとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日の翌日からこの項本文に定める期間の終了日までの間の日である場合にあつては、当該期間の終了日（その日が二以上ある場合には、最も遅い日）の翌日。以下この項において「発動日」という。）から当該年度の末日まで

二　前項第二号に掲げる場合　発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して四十五日を経過する日まで

三　前項第三号に掲げる場合　発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して三十日を経過する日まで

四　その年度の各四半期における合計輸入数量が、環太平洋協定適用牛肉に係る当該四半期における法第七条の八第一項に規定する輸入基準数量を超えた場合　発動日からその超えることとなつた旬の次の旬の初日から起算して五日（行政機関の休日の日数は、算入しない。）を経過した日から起算して九十日を経過する日まで

3　別表第一の二十七の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける同項の下欄に掲げる物品（以下この項及び第十九条の七第二号において「環太平洋協定適用ホエイ」という。）に係る法第七条の八第一項に規定する政令で定める期間は、その年度における環太平洋協定適用ホエイの輸入数量が環太平洋協定適用ホエイに係る当該年度における同項に規定する輸入基準数量を超えることとなつた月の翌々月の初日から当該年度の末日までの期間（当該期間において環太平洋協定適用ホエイが同条第二項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用を受けている期間を除く。）とする。

（法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日）

第十九条の五　法第七条の八第一項第二号に規定する政令で定める日は、別表第一の四の項から二十五の項まで又は二十九の項から三十七の項までの各項の中欄に掲げる経済連携協定の規定に基づき関税の譲許の便益の適用を受ける当該各項の下欄に掲げる物品の区分に応じ、それぞれ当該経済連携協定が当該物品の原産地である国について効力を生ずる日とする。

（法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率）

第十九条の六　法第七条の八第一項第三号に規定する政令で定める税率は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める税率とする。

一　オーストラリア協定　オーストラリア協定に定められた基準税率

二　環太平洋協定　環太平洋協定の付録に定められた税率

（法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品）

第十九条の七　法第七条の八第二項に規定する政令で定める修正対象物品は、次の各号に掲げる経済連携協定に応じ、当該各号に定める修正対象物品とする。

一　オーストラリア協定　オーストラリア協定適用生鮮等牛肉又はオーストラリア協定適用冷凍牛肉（次条において「オーストラリア協定適用牛肉」という。）であつて、法第七条の八第一項に規定する発動期間の開始の日前において本邦に向けて送り出されたものであることを船荷証券その他これに類する書類に記載されている事項により税関長が認めたもの

二　環太平洋協定　環太平洋協定適用牛肉又は環太平洋協定適用ホエイであつて、農林水産大臣が環太平洋協定の規定に基づき環太平洋協定に定められた条件に該当するものと認めて告示したもの

第二十一条ただし書中「法第八条第一項」を「同項」に改め、「（数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税定率法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において同じ。）」を削る。

第二十五条第一項及び第二項第一号から第六号までの規定中「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第七号中「第十九条の二第二号」を「第十九条第二号」に、「別表第一」を「別表第二」に改め、同項第八号中「第十九条の二第八号」を「第十九条第八号又は第十六号」に改め、同条第三項中「別表第一」を「別表第二」に改める。

第二十六条第二項中「別表第二」を「別表第三」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二　環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税

（加工又は修繕の指定）

第三十一条の二　法第八条の七に規定する政令で定める加工又は修繕は、環太平洋協定第二章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第B節（内国民待遇及び物品の市場アクセス）第二・六条3(a)又は(b)（修理及び変更の後に再輸入される産品）に規定する作業又は工程とする。

（加工又は修繕用貨物についての規定の準用）

第三十一条の三　第二十二条の規定は法第八条の七の規定により関税の免除を受けようとする貨物を輸出しようとする者について、第二十三条（第一項第三号及び第四号を除く。）の規定は当該関税の免除を受けようとする者について、それぞれ準用する。

2　関税定率法施行令第五条の三（再輸入の期間の延長の承認申請手続）の規定は、法第八条の七の税関長の承認を受けようとする者について準用する。